

役場の組織・機構が変わります

優先的に取り組むべき施策や多様化する行政課題に対応し、さらなる効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、役場の組織・機構を令和 7 年 4 月 1 日から下表のとおり変更します。

※変更のある課のみ記載（新設・変更箇所太字）

総務部／大島庁舎（大字小松 126 番地 2）

○政策企画課地域振興班所管の離島航路業務を、産業建設環境部内に新設する「地域交通課地域交通班」に移管します。

課名	班名	業務の内容及び変更	TEL	FAX	設置階
政策企画課	地域振興班	離島航路に関する業務を地域交通課地域交通班に移管。その他変更なし	74-1007	74-1015	1 階
	広報情報統計班	変更なし			
	D X 推進班	変更なし			

産業建設環境部／久賀庁舎（大字久賀 5134 番地）

○「地域交通課」を新設し、同課に「地域交通班」を設置します。
生活交通体系に関する業務及び、離島航路に関する業務を行います。

○商工観光課商工観光班所管の地域公共交通業務を「地域交通課地域交通班」に移管します。

○農林水産課担い手支援センターを 1 階から 2 階に移転します。

課名	班名	業務の内容及び変更	TEL	FAX	設置階
地域交通課	地域交通班	地域公共交通に関する業務、離島航路に関する業務	79-1015	79-1020	1 階
商工観光課	商工観光班	地域公共交通に関する業務を地域交通課地域交通班に移管。その他変更なし	79-1003	79-1021	2 階
	体験交流推進班	変更なし			
	公共施設管理班	変更なし			
農林水産課	農林水産振興班	変更なし	79-1002	79-1021	2 階
	有害鳥獣対策班	変更なし	79-1007	79-1021	2 階
	担い手支援センター	変更なし			

健康福祉部／日良居庁舎（大字土居 1325 番地 1）					
○健康増進課健康づくり班所管の母子保健業務を、福祉課内に新設する「こども家庭班（こども家庭センター）」に移管します。					
課名	班名	業務の内容及び変更	TEL	FAX	設置階
健康増進課	健康づくり班	母子保健業務を福祉課こども家庭班に移管。その他変更なし	73-5504	73-0090	1 階
	医療保険班	変更なし	73-5502		
健康福祉部／たちばなケアプラザ（大字西安下庄 3920 番地 21）					
○福祉課内に「こども家庭班（こども家庭センター）」を新設します。					
○福祉課生活支援班の直通電話を新設します。					
課名	班名	業務の内容及び変更	TEL	FAX	設置階
福祉課	こども家庭班（こども家庭センター）	母子保健に関する業務、妊婦・乳幼児健康診査に関する業務、児童福祉に関する業務、児童手当・児童扶養手当等に関する業務、母子及び父子並びに寡婦に関する業務、家庭児童相談室に関する業務	77-5508	77-5111	1 階
	民生福祉班	児童福祉業務及び、母子及び父子並びに寡婦に関する業務をこども家庭班に移管。その他変更なし	77-5505		
	生活支援班	変更なし	77-5509		
下水道部／久賀東庁舎（大字久賀 4799 番地 1）					
○部の名称を上下水道部から「下水道部」に改称します。					
柳井広域における水道事業の経営統合に伴い、町の組織は下水道事業のみとなります。					
○下水道課内に「管理班」を新設します。					
課名	班名	業務の内容及び変更	TEL	FAX	設置階
下水道課	下水道班	下水道事業会計の経理に関する業務を管理班に移管。その他変更なし	79-1014	79-1013	1・2 階
	管理班	下水道事業会計の経理に関する業務			

【その他】

※水道事業は、令和 7 年 4 月 1 日から、柳井地域広域水道企業団に統合されます。

○水道の休止・開栓依頼、料金等に関する問合せ先 0820-25-1600（お客様センター）

○その他水道事業に関する問合せ先 0820-25-0255（柳井地域広域水道企業団）

（令和 7 年 3 月末まで／町水道課 0820-79-1011）

※久美保育所を、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止します。

お問合せ／総務課 人事行政班 TEL0820-74-1000